

若桜谷公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 若桜谷公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、若桜谷公共交通活性化連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を鳥取県八頭郡八頭町北山63番地の1八頭町役場八東支所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会には、会長及び副会長1人を置く。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者の

出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 会議の議決方法は会議出席委員の過半数を以って決することとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

- 第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、若桜鉄道新体制移行準備室に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、若桜町及び八頭町の負担金並びにその他 の収入をもって充てる。

(監査)

- 第10条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の会計は、解散の日をもって調整し、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年7月7日から施行する。
- 2 この規約の改正は、平成20年9月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

若桜谷公共交通活性化協議会 委員名簿

団体・所属	職	氏 名	備 考
鳥取大学工学部 社会開発システム工学科	准教授 工学博士	谷本 圭志	会 長
若桜町	統括監	渕見 龍彦	副会長
八頭町	副町長	中家 俊夫	
鳥取県企画部地域づくり支援局	局長	林 昭男	
鳥取市都市整備部	部長	田中 政幸	
若桜鉄道株式会社	専務取締役	川戸 稔功	
西日本旅客鉄道株式会社米子支社総務企画課	課長	池本 辰義	
日本交通株式会社総務部	次長	大島 寛史	
住民代表（若桜町）		君野 和枝	
		山口 美帆	監査委員
住民代表（八頭町）		吉川 正敏	
		加藤 光昭	監査委員
若桜鉄道沿線活性化協議会	会長	藤原 源市	
国土交通省中国運輸局鉄道部計画課	課長	恵良 幸春	
国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局	支局長	福田 正俊	
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	所長	石田 雅博	